

政治資金規正法違反等の徹底解明と再発防止策の確立を求める意見書（案）

国会議員がパーティー券の販売ノルマを超えて集めた分の収入を派閥の政治資金収支報告書に記載せず、議員側に還流し、議員側の収支報告書にも記載していなかったり、ノルマ超過分のパーティー収入を派閥に納入せずに「中抜き」していたケースもあることが明らかになった。こうした組織ぐるみの行為は、政治資金規正法上の不記載・虚偽という犯罪であり、規正法のめざす「国民の不断の監視と批判」を回避し、「政治活動の公明と公正」を侵害し、「民主政治の健全な発達」を妨げるものである。

また、所得税の脱税の疑いも極めて濃厚といえる。

この政治とカネの構造的問題に対する国民の政治不信と憤りは頂点に達している。裏金を還流させる仕組みができたのはなぜなのか、中心になっていたのは誰か、裏金の使途はどうなっているのかなど、まだ明らかになっていない疑問が山積している。

国民の政治への信頼を取り戻すため、国会においても関係者の証人喚問を含めて、徹底的に事件の全容の解明を行い、責任を明確にするよう求めてきたが、いまだ不透明なままである。違法行為がありながら立件が見送られた議員が多数いることも問題であり、国会において政治倫理審査会等を通じ実態解明の努力もされているが、道半ばである。

政治資金規正法には、政治活動を国民の監視の下に置くことで、公正さを確保する狙いがある。今回の問題を徹底検証し、再発防止に向け、抜け道を塞ぐため、下記の事項について抜本的な法改正を強く求める。

記

- 1 政党、政党支部も含めた企業団体献金の全面禁止。
- 2 政治資金パーティーの全面禁止。
- 3 政党、派閥などから個人に支給される「政策活動費」の禁止。
- 4 会計責任者が政治規正法上の違法行為を行った時の政治家本人への罰則適用。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

香 川 県 議 会